

○芝山町公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

令和2年3月31日告示第37号

芝山町公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、芝山町が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）の適正かつ円滑な施工を図るため、前金払及び既に支出した前払金に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）並びに前金払をした公共工事の部分払の取扱いに関し、芝山町財務規則（平成13年芝山町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前払金及び中間前払金の支払基準)

第2条 公共工事の前金払は、次の表の左欄に掲げる公共工事の種類に応じて行うものとし、前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

公共工事の種類	割合	充当することができる経費
1 工事 1件の請負代金額が100万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金額の 4割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費
2 設計又は調査 1件の請負代金額が100万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負代金額の 3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
3 測量 1件の請負代金額が100万円以上の測量	請負代金額の 3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
4 機械類の製造 ア 請負代金額が3,000万円以上で、納入までに3か月以上の	請負代金額の 3割以内	当該工事用機械類の製造に必要な経費

期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造 イ 当該請負契約中に単価 1,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む製造		
---	--	--

2 公共工事の中間前金払は、次の表の左欄に掲げる公共工事のうち、次の全ての要件に該当する公共工事について行うものとし、中間前払金の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

- (1) 前項の規定による前払金が既に支出済みであること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

公共工事の種類	割合	充当することができる経費
1. 工事 1 件の請負代金額が 100 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金額の2割以内。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の6割を超えてはならない。	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。

（中間前金払と部分払の選択）

第3条 中間前金払及び部分払の対象となる工事の受注者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（別記第1号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の選択については、その後において変更することはできない。

3 中間前金払をした工事については、部分払は行わないものとする。ただし、会計年度が2年以上にわたる事業（以下「継続事業」という。）に基づく契約における各会計年度末の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができるものとする。

（保証証書の寄託）

第4条 前払金又は中間前払金の支払を受けようとする受注者は、保証事業法第2条第4項に規

定する保証事業会社との公共工事の工期（継続事業にあっては、各会計年度の契約期間）を保証期限とした同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託しなければならない。

（公共工事の内容の変更に伴う前払金の増減）

第5条 前払金を支払った後、工事の設計変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で前払金額を増額することができる。

2 前払金を支払った後、工事等の設計変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（中間前金払を行ったときは10分の6、土木建築に関する工事の設計若しくは調査若しくは測量又は工事中機械類の製造の請負契約にあっては10分の4）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

（保証契約の変更）

第6条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前払金の支払を受けようとする受注者は、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

2 継続事業に基づく契約については、前会計年度末における出来高額が、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで前金払の保証期限を延長しなければならない。

（中間前金払の認定請求等）

第7条 中間前金払を受けようとする受注者は、中間前金払認定請求書（別記第2号様式。以下「認定請求書」という。）を町長に提出しなければならない。この場合において、認定請求書には、工事履行報告書（別記第3号様式）、工程表及び全景写真（以下「認定資料」という。）を添付しなければならない。

2 事業担当課は、受注者から認定請求書が提出されたときは、第2条第2項各号に掲げる全ての要件に該当するものであるかどうか調査する。

3 事業担当課は、前項の調査に当たりその進捗額について認定しようとするときは、認定資料により行うものとする。この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができる。

4 事業担当課は、前2項の規定による調査の結果、妥当と認めるときは、認定請求書が提出された日から7日以内に中間前金払認定調書（別記第4号様式）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

（前払金及び中間前払金の支払時期）

第8条 前払金及び中間前払金の支払時期は、請求を受けた日から14日以内とする。

（前金払をした公共工事の部分払の取扱い）

第9条 前金払をした公共工事について部分払をする場合の部分払金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

部分払金額 ≤ 請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額 / 請負代金額)

2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行う

ものとする。

- 3 部分払が2回以上ある場合の2回目以降の部分払金額は、前項の規定により算出した請負代金相当額から、前回までに部分払した金額を控除して得た額を請負代金相当額として算出する。  
(継続事業に基づく契約における前金払)

第10条 継続事業に基づく契約における前金払(中間前金払を行う場合は、中間前金払を含む。)は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予定額(前会計年度における公共工事の出来形部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を控除した額。以下同じ。)に対して行うものとする。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定のうち同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条第1項の表	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第2条第2項	工期の2分の1	当該会計年度
	請負代金額の2分の1	当該会計年度の出来高予定額の2分の1
第2条第2項の表	請負代金額の2割以内。 ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の6割を超えてはならない。	各会計年度の出来高予定額の2割以内。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が各会計年度の出来高予定額の6割を超えてはならない。
第4条	公共工事の工期	公共工事の工期(最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日)
第5条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額
第9条第1項	部分払金額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ (9/10-前払金額/請負代金額)	前払金の支払を受けている場合は、部分払金額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-{請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額とし、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合は、部分払金額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times$ 9/10-前会計年度までの支払金額-(請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額とする。
第9条第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高の請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

- 2 繰越明許費に係る契約においては、契約締結の当初における契約金額の総額において、第2

条第1項の規定により算出した額の前金払（中間前金払を行う場合は、中間前金払を含む。）をすることができるものとする。

3 継続事業に基づく契約については、前会計年度末までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金を請求することができない。

（義務違反等による前払金の返還）

第11条 前金払又は中間前金払を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

（1） 前払金又は中間前払金を、第2条第1項の表右欄又は同条第2項の表右欄に掲げる経費以外の目的に使用したとき。

（2） 当該工事等の契約が解除されたとき。

（3） 契約義務を履行しないとき。

（4） その他町長が特に必要と認めたとき。

2 前項の場合において、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

（端数計算）

第12条 この告示に基づき前金払をする場合（中間前金払を行う場合は、中間前金払を含む。）における前払金の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 この告示に基づき部分払をする場合における部分払の金額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示は、令和2年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。